

経済財政改革の基本方針 2007 について

〔平成 19 年 6 月 19 日〕  
閣 議 決 定

●  
●  
経済財政改革の基本方針 2007 を別冊のとおり定める。

# 経済財政改革の基本方針 2007

～「美しい国」へのシナリオ～

平成 19 年 6 月 19 日

# 経済財政改革の基本方針 2007

～「美しい国」へのシナリオ～

## (目次)

<u>第1章 新しい日本の国づくりに挑む</u>	1
<u>第2章 成長力の強化</u>	4
1. 成長力加速プログラム 5	
I 成長力底上げ戦略 5	
II サービス革新戦略 7	
III 成長可能性拡大戦略—イノベーション等 10	
2. グローバル化改革 15	
3. 労働市場改革 19	
4. 地域活性化 20	
<u>第3章 21世紀型行財政システムの構築</u>	22
1. 歳出・歳入一体改革の実現 22	
2. 税制改革の基本哲学 26	
3. 予算制度改革 27	
4. 公務員制度改革 29	
5. 独立行政法人等の改革 30	
6. 資産債務改革 32	
7. 市場化テストの推進 33	
8. 地方分権改革 34	
<u>第4章 持続的で安心できる社会の実現</u>	36
1. 環境立国戦略 36	
2. 教育再生 38	
3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援 41	
4. 質の高い社会保障サービスの構築 43	
5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 46	
6. 多様なライフスタイルを支える環境整備 48	
<u>第5章 平成20年度予算における基本的考え方</u>	50
1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方 50	
2. 平成20年度予算の方向 50	
(別表) EPA工程表	52

## 第1章 新しい日本の国づくりに挑む

(新しい経済成長の姿に向かって)

今、我々は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、新しい成長の姿を確立していく重要な時期にある。

人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、経済成長を持続させ、生活の質を高くしていくことが、今後の日本経済の最も重要な課題である。そのためには、人口増加を前提としたこれまでの諸制度を根本から見直し、人口減少という現実に対応したものに变革しなくてはならない。人口減少下で何より重要なことは、一人当たり生産性の向上である。年齢や性別にかかわらず、働く意欲を持つ人々が働く機会を得て、より多くの価値を生み出せるような環境ができれば、人口減少を恐れることはない。

しかし、戦後の持続的な人口増加と高い経済成長を前提としてきた我が国の経済制度や構造は、人口高齢化や急速なグローバル化、世界的なIT化に十分に対応できず、制度疲労を起こしている。

新しい成長軌道の確立に向けて、人口減少下でもイノベーションを積極的に引き出し、またグローバル化をむしろ成長力の向上に結びつけるような経済構造に变革し、一人当たり生産性を上げていかなければならない。成長力強化はすべての経済政策の基本である。成長力強化と財政健全化を車の両輪として一体的に改革を進めていくことが課題である。

そのためには、第1に、生産性を上昇させるための包括的な取組が必要である。現在の日本経済が抱えている“弱み”を克服し、“強み”を伸ばしていくためには、非効率の残るサービス産業をつぶさに点検して生産性向上のための環境整備を行うこと、十分にいかされていない人材が能力発揮できるよう教育訓練の機会を用意すること、中小企業の生産性向上に取り組むこと、活力ある地域社会に向けて企業・金融機関・自治体が一体となって地域力を高める仕組みをつくること、など経済システム全般にわたるプログラムが必要である。また、成長力の礎となる優れた人材をつくるための大学改革や、成長分野へのリスクマネー供給が必要である。そのため、「成長力加速プログラム」<sup>1</sup>を取りまとめ、今後5年間のうちに労働生産性の伸び、すなわち一人当たり時間当たりの生産性伸び率が5割増に高まることを目指している<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 「成長力加速プログラム」(平成19年4月25日)

<sup>2</sup> 労働生産性の伸び率の過去10年間(平成8年度から平成17年度)の平均は1.6%であり、これが平成23年度には5割増の2.4%程度に高まることを目指す。生産性の低いサービス産業については、第2章1.の「II サービス革新戦略」参照。

第2に、日本経済のオープン化を促進することが必要である。世界的な競争は激しさを増しているが、資源が乏しい日本は、世界市場に積極的に参入し、グローバル化の恩恵を享受し得る経済システムを構築する以外に道はない。グローバル化の進展は脅威でもあるが、成長力を高める絶好の機会でもある。世界最大の成長センターであるアジアに位置する日本は、積極的なオープン化により大きな成長可能性を得ることになる。世界的な自由貿易体制を維持・発展させるとともにアジアを始めとして経済連携を加速させること、航空等の自由化やアクセスを飛躍的に向上させること、ニューヨークやロンドンに比肩する金融・資本市場にすること、など広範な経済システムの整備に着手しなければならない。

第3に、行政・財政システムの革新が必要である。民間と異なり、競争にさらされていない行政は、最も経済社会の環境変化に立ち後れた分野でもある。変化に対応して政府機能を根本から見直すこと、これからの時代にふさわしい公務員像へと転換を図ること、道州制を視野に入れた本格的な地方分権を進めること、などまさに戦後レジームから脱却するための取組が必要である。

また、財政健全化は喫緊の課題である。経済成長なくして財政健全化がないように、財政再建がなければ持続的な経済成長も実現しない。財政健全化の第一ステップとして、「基本方針 2006」<sup>3</sup>において、まずは 2011 年度には基礎的財政収支を黒字化させるなど、歳出・歳入一体改革の時間軸と目標等が策定された。これに沿って、歳出・歳入一体改革のプログラムを確実に実行する必要がある。歳出削減は厳しい道程ではあるが、これを継続的に断行しない限り、我が国の財政再建はない。

第4に、将来の生活を安心して展望できるような土台づくりが必要である。人類全体の課題である地球環境保全については、優れた環境技術を持つ我が国が全世界的な枠組みの構築に貢献していくことが求められている。また、教育を再生して教育新時代を切り開いていくことや、包括的な少子化対策など、「美しい国」の人づくりに社会総がかりで取り組むことが重要である。

生活の土台となる社会保障については、人口減少下において安心かつ持続可能な制度にすることとあわせて、サービスの質向上と効率化の両立を図ることや、加入者が給付・負担の情報を容易に把握し管理できる仕組みの導入を目指すこと、などによって信頼性と安定性の高い制度へと改革することが不可欠である。

また、世界一の治安の良さを誇れる国に再びなること、自然災害等に対して強靱な社会をつくること、など安全の土台をつくる必要がある。

<sup>3</sup> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）

(「美しい国」づくりに向けて)

政府は、「美しい国」づくりに向けて歩み始めている。経済システムもまた、「美しい国」にふさわしく、我が国の文化、伝統や自然に根ざした強みをいかして、日本ならではの競争力あるものに変革されなくてはならない。「美しい国」の経済とは、自由と規律と持続可能性という3つの要素を兼ね備えたものである。

まず、「自由な経済」とは、新しいものが生み出される若々しさと柔軟さをもった経済である。異質なものがぶつかり合う中からイノベーションが生まれる。多様性を受け入れるオープンなシステムや、人や資金の円滑な移動を妨げない仕組み、リスクへの挑戦が促される仕組みなどの環境づくりが求められる。

自由な経済システムを保つには、「規律ある経済」が不可欠である。ルールが確立し、事後的なガバナンスが十分に機能する健全な市場経済を形成する必要がある。

「持続ある経済」とは、子どもや孫の世代への責任を果たし得る経済である。我々は、次の世代に自信を持って引き継げる経済社会をつくらなくてはならない。地球環境はもとより、国内の財政や社会保障においても、現在の世代が将来世代の選択肢を狭めることがないように、ほかの世代に過度に頼らない「世代自立」の社会構造を目指すことが必要である。

これら3つの要素を兼ね備えた経済システムの構築は、決して容易なことではない。しかし、90年代以降の長い低迷を乗り越えた今、新たな挑戦を始める環境は整っている。戦後の日本経済を支えてきた優れた人材、イノベーションの力、地域の活力は、脈々として生きている。新しい経済社会のパラダイムが構築されれば、その下で人間力・創造力・地域力が再びよみがえることになろう。そのために、これまでの改革を加速するためのシナリオ、そして新たな改革への一歩を示すのが、「基本方針2007」である。

## 第2章 成長力の強化

人口減少社会というこれまでにない局面の中で、成長力を強化して経済成長を持続させることが、我が国の喫緊の課題である<sup>4</sup>。

そのためには、①成長力強化のカギとなる生産性を向上させ、我が国の高い潜在力をいかに発揮するとともに、②より自由なヒト、モノ、カネの流れを実現し、グローバルな市場の活力を我が国の成長に取り込むこと<sup>5</sup>、③意欲と能力をいかにさせる環境の整備による人材の活用や就業率の向上を進めることが不可欠である。また、地域社会が潜在的な力を発揮できるようにすることが重要である。

以上の目的を達成するため、オープンやイノベーションの観点から本格的な成長力強化策に着手する。その中核となる「成長力加速プログラム」では、低い水準にとどまっている我が国の労働生産性を引き上げるための3つの政策パッケージを実行する。第1は、人材と中小企業という経済の“基礎力”を高めるためのパッケージである（成長力底上げ戦略）。第2は、特に非効率が残る生産性が低水準にあるサービス産業を対象に、“効率”を高めるためのパッケージである（サービス革新戦略）。第3は、これからの成長分野を伸ばし、我が国の“創造力”を高めるためのパッケージである（成長可能性拡大戦略）。このプログラムを貫く基本的視点は、①生産性向上の阻害要因を徹底的に除去すること、②消費者やユーザーの立場に立って供給側の大胆な改革を行うこと、の2点である。

また、平成18年に策定された「経済成長戦略大綱」<sup>6</sup>について、世界で最も優れた産業競争力インフラを構築し、民需主導の経済成長を実現するため、以下の点を重視しつつ施策を強化して改定し、推進する。第1に、研究開発成果の迅速な市場化のための環境整備や、イノベーション創出に向けた研究開発・人材育成・IT等民間投資の加速を図る。第2に、ITとサービス産業の革新により生産性向上を図る。第3に、IT化やシニア人材の活力をいかに策等により地域・中小企業を活性化する。第4に、経済連携に向けた取組の加速やアジアワイドでの事業環境の整備を図る。第5に、経済成長・エネルギー安全保障・気候変動の一体的解決を図る。

さらに、「アジア・ゲートウェイ構想」<sup>7</sup>、「長期戦略指針『イノベーション25』」<sup>8</sup>を推進することを通じて、政府一丸となって成長力強化に取り組む。このような

<sup>4</sup> 経済の将来展望については、「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定。以下、「進路と戦略」という。）において示されている。

<sup>5</sup> 経済財政諮問会議「グローバル化改革専門調査会第1次報告」（平成19年5月8日）

<sup>6</sup> 「経済成長戦略大綱」（平成19年6月19日改定）

<sup>7</sup> 「アジア・ゲートウェイ構想」（平成19年5月16日）

<sup>8</sup> 「長期戦略指針『イノベーション25』」（平成19年6月1日閣議決定。以下、「イノベーション25」という。）

成長力強化の取組により、我が国の労働生産性の伸び率、すなわち一人が1時間働いて生み出す付加価値の伸び率を5年間で5割増にすることを目指す。

なお、以上のような施策の推進に当たっては、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施していく。

## 1. 成長力加速プログラム

### I 成長力底上げ戦略

成長の基盤となる人材、中小企業への投資により、成長力の底上げを図る。働く人全体の所得・生活水準を引き上げることで、格差の固定化を防止し、人材の労働市場への参加や生産性向上を目指す。

#### 【改革のポイント】

1. 人材能力戦略：誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、能力を発揮できる社会の実現のため、「ジョブ・カード」制度を導入する。
2. 就労支援戦略：公的扶助受給者等を対象に、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上が図られるよう福祉・雇用両面にわたる支援を行う。
3. 中小企業底上げ戦略：働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業等の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策を推進する。
4. 本戦略は、政労使が参加する国・地方の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」で合意形成を図りつつ、原則として3年間（平成19年度～21年度）で集中的に推進する。

#### 【具体的手段】

##### (1) 人材能力戦略

- ① 「職業能力形成システム」（通称：『ジョブ・カード制度』）の構築  
フリーター等の就職困難者や新卒者に対し、協力企業等において職業能力形成プログラムを提供し、履修実績等を記載した「ジョブ・カード」を交付する。
- ② 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築  
就職困難者や新卒者等に対し大学・専門学校等の教育プログラムを開放し、「実践型教育プログラム」を提供する。
- ③ 官民共同推進組織の設置  
平成19年5月に設置した「ジョブ・カード構想委員会」において具体

的構想の検討を進め、平成 20 年度に本格実施する。平成 22 年度以降、実施状況を検証しながら拡充する。

## (2) 就労支援戦略

### ① 「『福祉から雇用へ』推進 5 か年計画」の策定

厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5 年後の具体的目標を平成 19 年内に策定する。平成 19 年度～21 年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。

### ② 「工賃倍増 5 か年計画」による福祉的就労の底上げ

授産施設等で働く障害者の工賃水準を現在の 2 倍以上に引き上げること及び一般雇用への移行準備を進めることを内容とする 5 か年計画を平成 19 年度中に全都道府県で策定し、推進する。

## (3) 中小企業底上げ戦略

### ① 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

中小企業等の生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について、円卓会議で検討を進め、政労使の合意形成を図る。

### ② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

中小企業庁を中心に関係省庁において、以下を柱とする「中小企業生産性向上プロジェクト」を平成 21 年度までの 3 年間集中的に実施する。

#### (業種横断的な共通基盤対策)

- ・下請適正取引等の推進（業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及、「独占禁止法」<sup>9</sup>・「下請法」<sup>10</sup>による取締り強化等）
- ・IT化・機械化・経営改善（コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権制度の推進、「生産性向上特別指導員」による経営指導、データベースの構築や連携・共同事業化の推進等小規模企業の強化、省エネ推進等）
- ・中小企業の再生（「地域中小企業再生ネットワーク」の創設）
- ・人材能力の向上、創業・起業支援、事業承継の円滑化

#### (重点業種・重点地域に対する活性化策)

- ・小売業、建設業、対個人・事業所サービス業、繊維業、食品加工業等の生産性が低い業種、経営基盤が脆弱な地場産業、賃金水準が低い地

<sup>9</sup> 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）

<sup>10</sup> 「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号）

域に対する対策の展開（「中小企業地域資源活用プログラム」の推進、地域の中小企業を支援する雇用・労働施策の活用、個別業種に対する指導・支援等）

### ③ 最低賃金制度の充実

最低賃金の周知徹底や「最低賃金法」<sup>11</sup>の改正（生活保護との整合性の考慮、罰則強化等）を行うとともに、上記①の政労使合意を踏まえ最低賃金の中長期的な引上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図る。

## Ⅱ サービス革新戦略

生産性水準の低いサービス産業の改革のため、ITの本格活用への環境整備や規制改革を進める。また、地域経済全体の活力強化を行う。

### 【改革のポイント】

1. IT革新：ITの本格的活用のため、社会横断的なIT基盤を整える。
2. 地域経済の成長力向上：地域経済の一体的な再生・強化の支援を目的とする「地域力再生機構」（仮称。以下同じ。）の創設に向けて具体的な検討を進める。
3. 規制の集中改革プログラム：官製市場を始めとする分野の規制改革を集中的に実施し、生活に密着した産業の創造や公共サービスの効率化・質の向上等を実現する。
4. サービス・イノベーション：産官学の連携の下に、「科学的・工学的手法」によるサービスの開発・導入とサービス産業の品質の向上・人材の育成に取り組む。

### 【具体的手段】

#### （1）IT革新

以下の取組など、「IT新改革戦略政策パッケージ」<sup>12</sup>、「重点計画-2007」（仮称）を着実に実施する。

##### ① ITによる生産性向上

IT投資の選択と集中に向け、業種・製品ごとのソフトの標準化・共同開発、ソフト部品産業の競争力強化を行うとともに、ASP<sup>13</sup>、SaaS

<sup>11</sup> 「最低賃金法」（昭和34年法律第137号）

<sup>12</sup> 「IT新改革戦略政策パッケージ」（平成19年4月5日）

<sup>13</sup> ASP（Application Service Provider）

S<sup>14</sup>の普及促進など中小企業のIT化の基盤を整備する。また、産業横断的な合意形成の場を平成19年内に設定し、平成22年度までに、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築する。

② ICT産業の国際競争力強化

「ユビキタス特区」を平成19年度内を目途に創設し、世界最先端ICTサービスが開発・利用できる環境の整備、電波の二次取引の拡大への取組を進めるなど、「ICT改革促進プログラム」<sup>15</sup>に基づき、通信・放送分野の改革を加速化するとともに、ICT産業の国際競争力を強化する。

③ 世界最先端の電子政府の実現

5年以内を目途に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、ユーザーの視点に立った利便性の向上等を念頭に置き、紙をベースとした既存の手続を根本的に見直し、業務・システムの最適化等の施策を講ずる。また、電子政府システムの設計・構築・運用の各段階を政府内で横断的・一体的に管理する体制の構築を検討するとともに、各府省庁のシステム担当者の拡充を図る。

④ テレワーク人口倍増の実現

「テレワーク人口倍増アクションプラン」<sup>16</sup>を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、平成22年までにテレワーク人口倍増を実現する。

⑤ 情報セキュリティの向上

情報セキュリティの向上に向け、電子政府のセキュリティの企画・設計段階からの確保、業界横断的な人材の育成支援、各国との連携・協力等を推進する。

(2) 地域経済の成長力向上

① 「地域力再生機構」の創設

地域の企業、地域金融機関、地域全体の一体的な再生・強化を、自治体と連携しつつ支援することを目的とする「地域力再生機構」の創設に向けて、他施策との役割分担・連携等も踏まえ具体的な検討を進める。

② 地域金融機関の収益基盤強化

金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化

<sup>14</sup> SaaS (Software as a Service)

<sup>15</sup> 「ICT改革促進プログラム」(平成19年4月20日)

<sup>16</sup> 「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月29日)

のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。

### ③ 第三セクターの経営再生

地方公共団体については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」<sup>17</sup>に基づき、地方の自己規律による財政健全化を促進する。その際、地方公共団体の資産債務等について、公会計の整備を促進し、国の取組に準じて、公共性を踏まえた公正な評価を行いつつ、第三セクター等については市場価格に基づく適正な評価を行い、経営再生に取り組む。債務調整について地方分権改革と一体的に整理する。

## (3) 「規制の集中改革プログラム」の策定・実行

消費者の潜在ニーズを満たし、生産性を向上させるための「規制の集中改革プログラム」<sup>18</sup>のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める。これ以外の事項についても更なる検討を進め、遅くとも平成19年中に一定の結論を得る。

### ① 医療分野

レセプトオンライン請求について、請求システムの標準化、互換性等の環境整備を図りつつ、期限内に確実に達成するとともに、オンライン化の進展に合わせて、社会保険診療報酬支払基金の業務フローの抜本的な見直しを前提とした効率化等、審査・支払業務の見直しを進める。また、医師と他の医療従事者の間の役割分担の見直し（業務範囲、責任の所在等）について、平成19年中に一定の結論を得る。

### ② 福祉分野

育児休業の再度の取得が可能となる要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。

### ③ 国家公務員採用試験

再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員採用試験の受験年齢上限を引き上げるための検討を平成19年中に行うよう、要請する。

### ④ 農業分野

農業の高付加価値化、需要創出に向け、機能性米等の農産品に関連する表示の制度・運用の見直しについて、平成19年度中に結論を得る。

### ⑤ 安全・安心分野

安全・安心な住環境の整備、都市機能の発揮に向け、老朽マンション等

<sup>17</sup> 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月15日成立）

<sup>18</sup> 「規制の集中改革プログラム」（平成19年5月30日）

の建替え・改修の促進につながる規制の見直し及び道路上部空間の有効活用資する規制の在り方の検討を平成19年以降順次実施する。

⑥ 貿易・港湾

貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する（平成20年10月稼働予定）とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。

⑦ 官の事務・事業の見直し、民間開放

独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。

(4) サービス・イノベーション

平成19年度中にサービス工学の研究拠点を整備し、顧客満足度指数を平成20年度から導入する等、「サービス産業生産性協議会」を活用し、サービス・イノベーションを促進する。

### Ⅲ 成長可能性拡大戦略—イノベーション等

未来への投資を拡大していくため、社会システムの改革と技術革新を一体的に推進し、イノベーションの創出を加速するとともに、環境変化にそぐわない制度や障害を除去し、知識創造を支える研究と人材育成、リスクマネーの潤沢な供給を実現する。

【改革のポイント】

1. 政策イノベーション：リスクが高い分野への政策支援を改革する。また、成長分野を阻害しない政策へと改革する。
2. 大学・大学院改革：競争力の基盤となる数多くの優れた人材の育成、社会において指導的役割を果たすリーダーとなる人材の育成、イノベーションを生み出す世界トップレベルの教育研究拠点の形成の視点から、徹底した改革を行う。  
効率化を図りつつ、適正な評価に基づき、真に実効性のある分野への「選択と集中」により必要な予算を確保する。基盤的経費の確実な措置、基盤的経費と競争的資金の適切な組合せ、評価に基づくより効率的な資金配分を図る。
3. 「貯蓄から投資へ」の加速：家計の金融資産が成長分野に活用されるための環境整備を行う。

4. イノベーションの加速：「イノベーション25」等に基づき、イノベーション立国の実現を目指して、社会システムの改革と技術革新を一体的に推進する。

#### 【具体的手段】

##### (1) 政策イノベーション

###### ① 最先端分野への政策支援（SBIR制度<sup>19</sup>）の革新

- ・革新的でリスクの高い研究開発を行うベンチャー企業等を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による新しい制度を平成20年度から順次導入する。各府省においてなされた資源配分の適正さや選抜の妥当性については総合科学技術会議等において政府横断的な事後評価を行う。
- ・政府調達における情報開示、申請手続の簡素化等の徹底を図る。

###### ② 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略

研究資金の集中投入、ベンチャー企業育成、医療クラスターの形成や再生医療拠点の形成等の臨床研究・治験環境の整備、アジアとの連携、新薬の上市までの期間を2.5年短縮する等の審査の迅速化・質の向上、革新的新薬の適切な評価と後発品の使用促進のための薬価制度の改革や医療機器の評価の適正化等を内容とする「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」<sup>20</sup>を着実に推進する。

###### ③ 世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備

デジタル化、ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルールの検討を進め、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法制度等を2年以内に整備する。

##### (2) 大学・大学院改革

以下の改革を含め、「教育再生会議第二次報告」<sup>21</sup>に基づき、重点的に取り組む。

###### ① 教育の質の保証

- ・大学（大学院を含む。以下同じ。）が行う卒業認定の厳格化、外部評価の推進、ボランティア活動体験の導入などカリキュラム改革等を強力に支援するための措置を平成20年度から講ずる。
- ・「教育再生会議」は、必要に応じ、関係会議と適宜連携し、大学入試の多様化、弾力化等抜本的な改革について検討する。その際、初等中等教育に与える影響も考慮する。（大学入学年齢の弾力化、国立大学の入試

<sup>19</sup> SBIR (Small Business Innovation Research)

<sup>20</sup> 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日）

<sup>21</sup> 「教育再生会議第二次報告」（平成19年6月1日）

日の分散、複数合格等)

- ・優秀で意欲ある学生に対する奨学金を拡充するための措置を平成 20 年度から講ずる。

## ② 国際化・多様化を通じた大学改革

- ・教員の国際公募、外国人教員比率の増、英語による授業、国家戦略としての留学生政策を平成 20 年度から推進する。
- ・大学の 4 月入学原則を平成 19 年度中に弾力化する。国立大学について、大学の取組を支援し、全国立大学での 9 月入学枠の設定を実現する。私立大学においても、9 月入学枠設定を促進する。
- ・文部科学省は、「大学グローバル化プラン」(仮称)を平成 19 年内に策定し、アジアを含めた国際的な大学間の相互連携プログラムを促進する(単位互換、ダブル・ディグリー等)。また、各大学等による国際化に関する評価の充実を平成 20 年度に図る。
- ・平成 20 年度から、現地での募集・選考体制の強化、渡日前の入学許可、奨学金支給決定を行い、留学生受入れ拡大を図る。日本人学生の短期留学等の機会を拡充する。
- ・企業・行政機関との人事交流等大学と企業・社会との連携を強化する。
- ・高等専門学校が地域と連携して行う実践的な専門教育の取組を支援するための措置を平成 20 年度から講ずる。

## ③ 世界トップレベルを目指す大学院教育の改革

- ・平成 20 年度から、世界最高水準の大学院形成、優れた大学院生への経済的支援を充実する。
- ・学部 3 年修了時から大学院に進学する早期卒業制度を活用するとともに、博士前期課程 3 年、後期課程 2 年とする等制度を平成 19 年内に弾力化する。

## ④ 国公立大学の連携による地方の大学教育の充実

- ・自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組を支援する。
- ・国公私を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成 20 年度中に創設することを目指す。
- ・国公私を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成 20 年度から講ずる。

## ⑤ 時代や社会の要請にこたえる国立大学の更なる改革

- ・国立大学の大胆な再編統合、学部の再編や学部入学定員の縮減、一つの国立大学法人が複数の大学を設置管理できる仕組みづくり等国立大学の自主的な取組を促進する。

- ・文部科学省は、国立大学の大学事務局の改革による経営効率化を推進する。
- ⑥ **競争的資金の拡充と効率的な配分**
  - ・研究と教育の両面における競争的資金を拡充するとともに、間接経費を充実する。競争的資金の審査システムを公正性、透明性、国際性の観点から高度化する。若手研究者への配慮等評価手法を改革する。
- ⑦ **大学による自助努力を可能とするシステム改革**
  - ・企業や個人等からの寄付金、共同研究費等民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制を含む環境整備等を検討する。
- ⑧ **国立大学法人運営費交付金の改革**
  - ・文部科学省は、国立大学法人運営費交付金については、次期中期目標・計画（平成 22 年度～）に向け、各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方の具体的検討に早期に着手し、平成 19 年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。
  - ・文部科学省は、運営費交付金の配分については、①教育・研究面、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現する。その際、国立大学法人評価の結果を活用する。

「教育再生会議」において、経済財政諮問会議、総合科学技術会議等関係会議とも連携し、上記改革の推進・検討状況のフォローアップを行い、改革を着実に前進させるものとする。

- ① 大学の教育システムの改革、グローバル化推進については、文部科学省において、平成 19 年度中に結論を得ることを目指し、具体化に向けて検討を進め、結論の得られたものから直ちに実施に移す。
- ② 研究システムの改革については、総合科学技術会議を中心に、必要に応じ、関係会議等とも連携しつつ具体化に向けた検討を進め、平成 19 年度内に結論を得るとともに、可能なものから直ちに実施に移す。
- ③ 予算面については、第 3 章の「1. 歳出・歳入一体改革の実現」と整合性を取りつつ、効率化を徹底しながら、メリハリをつけて、教育再生に真に必要な予算について財源を確保するとの方針に沿って、「教育再生会議」及び経済財政諮問会議等における議論も踏まえつつ、検討する。

大学改革についての残された課題（大学入試、大学入学年齢の弾力化など）については、「教育再生会議」において、必要に応じ関係会議と適宜連携し、検討を進める。

### (3) 「貯蓄から投資へ」の加速

#### ① 確定拠出年金の改革

「成長力加速プログラム」を踏まえ、投資促進の観点から、確定拠出年金における拠出の在り方の見直しを検討する。

#### ② ベンチャー企業へのリスクマネーの供給促進

「成長力加速プログラム」を踏まえ、ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給の促進及びベンチャー企業への投資を通じた新成長のフロントライン拡大のため、税制を含む環境整備等について検討する。

### (4) イノベーションの加速

#### ① 社会システムの改革戦略（「イノベーション25」）の推進

イノベーションが次々と生み出される社会環境を構築するため、おおむね今後3年間で、若手研究者向け資金や理数教育など次世代投資の充実と強化、環境・エネルギー技術など優れた技術を活かした成長と国際貢献、国際競争力強化を目指した大学改革、新しいサービスの構築・実証を通じた規制の見直しなどイノベーション創出・促進に向けた社会環境整備に取り組む。

#### ② 技術革新戦略ロードマップ（「イノベーション25」）に基づく政策の推進

イノベーションの創出を加速化させるため、「第3期科学技術基本計画」<sup>22</sup>を踏まえ、社会還元を加速するプロジェクト、分野別の戦略的な研究開発、イノベーションの種となる多様な基礎研究を推進するとともに、イノベーションを担う研究開発体制を強化する。

#### ③ 知的財産戦略（「知的財産推進計画2007」<sup>23</sup>）の推進

・「模倣品・海賊版拡散防止条約」（仮称）の早期実現に向け関係各国との議論をリードする。また、国際標準化活動のリーダー育成<sup>24</sup>など「国際標準総合戦略」<sup>25</sup>を着実に実行するとともに、今後重要となる技術分野についての分野別知財戦略を平成19年中に策定する。

・世界最高水準の特許審査に向け、審査の一層の迅速化<sup>26</sup>を図る。また、特許制度の国際調和や国際審査協力を推進する。

#### ④ 産学官連携の推進

次世代環境航空機等の戦略的分野の研究開発プロジェクト、産学双方向の対話（「産学人材育成パートナーシップ」）等を推進する。

<sup>22</sup> 「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）

<sup>23</sup> 「知的財産推進計画2007」（平成19年5月31日）

<sup>24</sup> 育成目標：国際会議でリーダーシップをとれる専門家を平成21年度までの3年間でまず100人育成する。

<sup>25</sup> 「国際標準総合戦略」（平成18年12月6日）

<sup>26</sup> 迅速化の目標：平成20年における特許審査順番待ち期間を29か月台に止める。